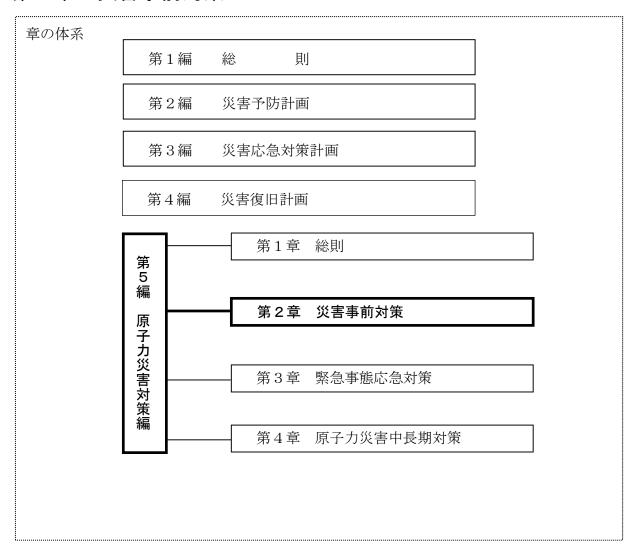
第2章 災害事前対策



第1節	基本方針	原-23
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	原-24
第3節	災害応急体制の整備	原-26
第4節	避難収容活動体制の整備	原-28
第5節	緊急輸送活動体制の整備	原-29
第6節	救助・救急、医療および防護資機材等の整備	原-30
第7節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	原-31
第8節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発	原-32
第9節	緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	原-33
第10節	防災訓練等の実施	原-34
第11節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	原-35

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災 害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集および連絡を 円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において 事故等の状況、モニタリング結果および屋内退避、その他の防護措置に関する確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡 に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間に おける情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在 の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)
- ・関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども 考慮した、代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報 収集手段を活用できる体制の整備を図る。

第2 通信手段・経路の多様化

町は、国および県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの 状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ 緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟し ておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事 前調整する。

1 災害に強い伝送路の構築

町は、国および県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・ 衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図る。

2 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

3 災害時優先電話等の活用

町は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先 電話等を効果的に活用するよう努める。

4 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で 運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要 が生じた時には、国(総務省)と事前の調整を実施する。

5 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、 専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

6 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第3節 災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、情報収集事態もしくは警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制等の整備

町は、施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、または内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行な うための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞が ないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不 在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県および関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第4 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第5 消防の相互応援体制

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村および県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第6 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、 連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等 必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付けおよび避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、必要な準備を整える。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、広域応援協定等の締結状況は第2編第2章第10節に示したとおりである。

第8 モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第9 複合災害に備えた体制の整備

町は国および県と連携し、複合災害(同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第10 人材および防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な 人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確 保等において、国、指定公共機関、県と相互の連携を図る。

第4節 避難収容活動体制の整備

第1 避難所等の整備

1 屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、屋内退避施設について予め調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努める。

2 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を結結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2 要配慮者等の退避体制等の整備

要配慮者に対する退避体制については、竜王町地域防災計画(第2編第2章第7節)による。

第3 退避場所等の周知

町は、退避やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所について、日頃から住民への 周知徹底に努める。

屋内退避の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、緊急事態応急対策に従事する者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県の協力のもと、警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な退避の注意喚起の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

町は、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力 (最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第2 緊急輸送道路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第6節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

第1 救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第2 原子力災害医療体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備し、安定ョウ素剤の予防服用が行えるように努める。また、県が整備する安定ョウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

【緊急時における配布体制の整備】

- ①町は、県と連携し、緊急時に住民等が退避を行う際に安定ョウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ョウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄するように努める。
- ②町は、県と連携し、退避する住民等に対して安定ョウ素剤を配布する際に、予防 服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ 準備しておく。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

町は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保し、防災行政無線、Lアラート (災害情報共有システム)、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を併用するとともに、地域 コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図 る。

第2 要配慮者等への情報伝達

町は、原子力災害の特殊性を考慮して、県および県警察と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第3 メディアの活用

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、町防災行政無線等、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第8節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

町は、県の助言や原子力事業者の協力を受け、住民等に対し原子力防災に関する知識の 普及と啓発のために必要な事項について広報活動を実施する。

第2 原子力防災教育の実施

町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3 要配慮者への配慮

町が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第4 過去の大災害の収集・整理

町は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第9節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

町は、国および県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

第10節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

町は、国、県等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同または独自に行う。

- ①災害対策本部等設置運営訓練
- ②緊急時通信連絡訓練
- ③町民に対する情報伝達訓練
- ④町民退避訓練
- ⑤人命救助活動訓練

第2 訓練の実施

町は、計画に基づき、国、県等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を 組み合わせた訓練を定期的に実施する。

第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- ①事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- ②事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、 事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力 して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- ③県および事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、 国や県の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、 一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。